

# 公表対象物一覧

鹿行広域事務組合火災予防条例第48条の規定に基づき、違反對象物の公表をしています。

## 【違反の危険性】

- 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（消火設備）が未設置の場合は、火災の際に初期消火が期待できず、延焼拡大の恐れがあります。
- 自動火災報知設備（警報設備）が未設置の場合は、火災の際に早期発見が遅れ、避難や初期消火が期待できず、延焼拡大の恐れがあります。

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容	公表日	管轄消防署
ニューいせ山	行方市小貫406-1	自動火災報知設備未設置	令和元年5月7日	行方消防署
有限会社 植田商店	銚田市沢尻595-2	屋内消火栓設備未設置	令和2年3月27日	銚田消防署